

マイナンバー制度が始まります

このたび、赤ちゃんから高齢者まで、住民登録があるすべての人に「マイナンバー」がつけられることになりました。

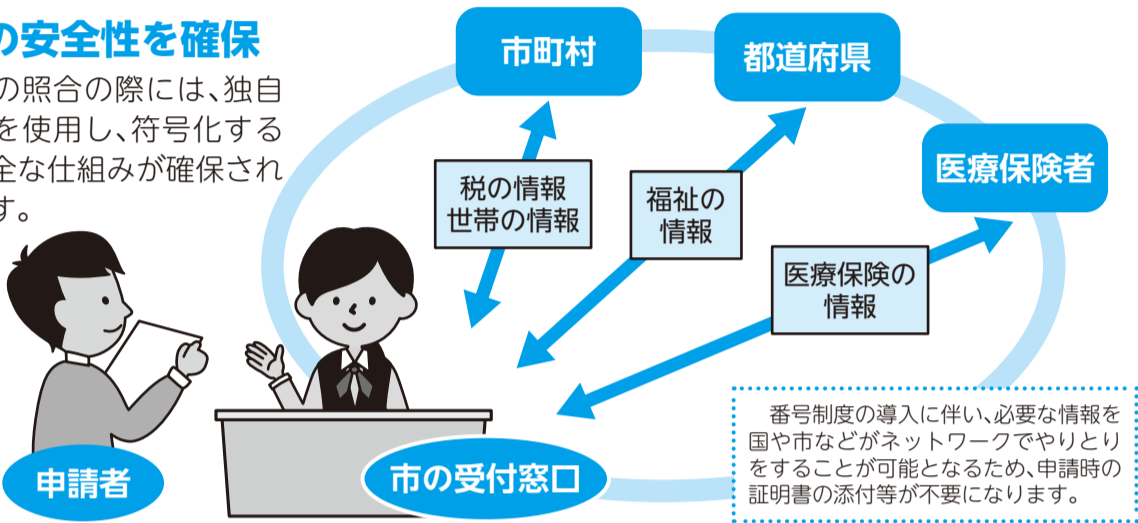
このマイナンバーを使って個人を識別するのがマイナンバー制度です。

この制度では、市役所、税務署やハローワークなど行政機関等がそれぞれ管理している個人情報を、マイナンバーを使って照合することができるようになります。その用途は、税や福祉などの社会保障、災害対策のうち法律で定められた内容に限定されています。

実際には、それぞれの行政機関では、国が運用を行う「情報提供ネットワークシステム」を介して、情報の照合が瞬時に行われます(情報連携は、国の事務では平成29年1月、市町村の事務は7月から開始)。この制度によって、今まで申請に添付していた書類が省略され利便性が向上するとともに、効率的な行政運営が可能となります。

情報の安全性を確保

情報の照合の際には、独自の回線を使用し、符号化するなど安全な仕組みが確保されています。



こんな場面で必要です

社会保障関係の手続き

- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務 など

マイナンバー導入スケジュール



平成27年11月～

- ・越谷市ではマイナンバー通知カードが簡易書留で世帯主宛てに届く

平成28年1月～

- ・申請者に個人番号カードを交付
- ・マイナンバーの利用開始(社会保障・税などの手続き)

平成29年1月～

- ・個人情報がどのように使われたか確認できる専用サイト(マイナポータル)が開設

平成29年7月～

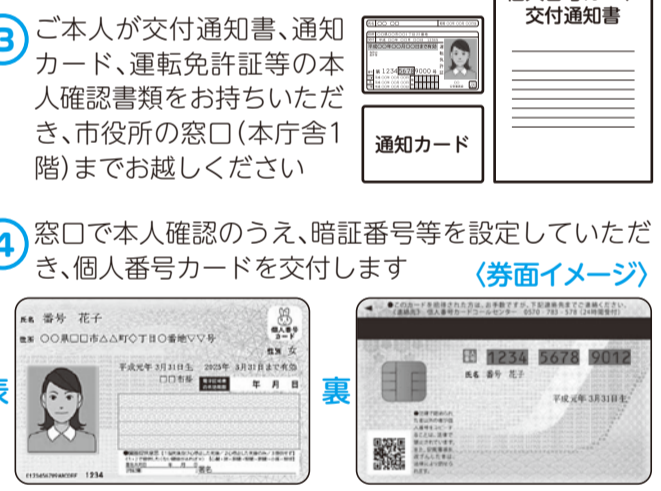
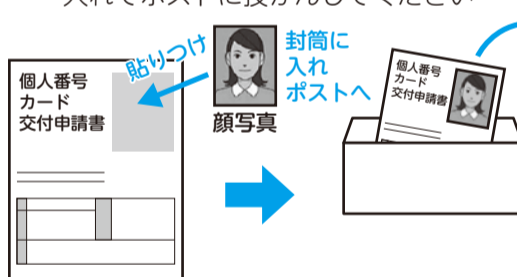
- ・国と地方自治体との情報連携が行われ、さまざまな手続きがカードで可能に

無料で交付 個人番号カードの申請から交付まで

通知カードが届いた方は、無料で個人番号カードの申請ができます。個人番号カードは、顔写真付きのICカードとなっており、本人確認書類として使用することができます。また、e-Tax等の電子申請等に使用できるほか、今後、利用の拡大が検討されています。

申請方法

- ① マイナンバーの通知カードと一緒に送られる個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投かんしてください
- ② 平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整いましたら、交付通知書をお送りします
- ③ ご本人が交付通知書、通知カード、運転免許証等の本人確認書類をお持ちいただき、市役所の窓口(本庁舎1階)までお越しください
- ④ 窓口で本人確認のうえ、暗証番号等を設定していただき、個人番号カードを交付します **〈券面イメージ〉**



*個人番号カードに電子証明書の格納を希望する場合は、カード交付までに日数を要することが見込まれますので、お早めに交付申請手続きを行ってください

民間事業者の皆さまへ

マイナンバーの漏えいや滅失等を防ぐため、適切な安全管理措置を講じる必要があります

平成28年1月以降、これまで行ってきた税や社会保障の手続きが変わり給与支払報告書や法定調書、雇用保険、健康保険、年金などの書類に従業員等のマイナンバーを記載することになります。

マイナンバーの利用・提供には厳格な制限が課されています

- ・社会保障および税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合のみマイナンバーを収集することができます。
- ・マイナンバーの提供を求める場合は、利用目的を明示し、厳格な本人確認を行う必要があります。
- ・取得したマイナンバーを利用目的外(出退勤管理など)の業務には利用できません。
- ・マイナンバーは、必要がある場合にのみ保管し、不必要になったら、速やかに廃棄・削除しなければなりません。

*詳しくは、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください

住民基本台帳カードの交付および公的個人認証サービス電子証明書発行業務終了のお知らせ

個人番号カードの交付がスタートすることに伴い、住民基本台帳カードの交付と電子申告や電子申請に必要な住民基本台帳カードに格納する電子証明書の発行が下記のとおり終了になります。

なお、住民基本台帳カードおよび電子証明書については、有効期限までご利用できますが、個人番号カード交付時に回収となります。

- 住民基本台帳カードの交付**
平成27年12月28日(月) 午後5時まで
- 公的個人認証サービス電子証明書発行**
平成27年12月22日(火) 午後5時まで

*電子証明書の発行までには時間がかかる場合もありますので余裕を持って手続きしてください
*住所、氏名、生年月日、性別に変更があった場合は失効となります

マイナンバーに関する不審な電話には十分ご注意ください!!

マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー制度について
マイナンバーコールセンター
☎0570-20-0178
(日本語対応)

☎0570-20-0291 (外国語対応)

通知カード・個人番号カードについて

個人番号カードコールセンター
☎0570-783-578 (日本語対応)
☎0570-064-738 (外国語対応)
越谷市マイナンバープロジェクトチーム
(市役所本庁舎1階)
☎940-8604